

高浜発電所3号機 特定重大事故等対処施設に係る 運転上の制限の逸脱および復帰について

2022年7月6日
関西電力株式会社

高浜発電所3号機（加圧水型軽水炉 定格電気出力87万キロワット、定格熱出力266万キロワット）の特定重大事故等対処施設^{※1}の計装設備^{※2}について、一部の部品が装着されていないことを確認しました。

このため、本日、14時00分に保安規定の運転上の制限を満足していない状態にあると判断しました。

その後、当該計装設備の部品を装着し、計装設備の機能に問題がないことを確認したため、本日、18時15分に保安規定の運転上の制限を満足する状態に復帰しました。

なお、特定重大事故等対処施設の運用開始以降の運転期間においても、保安規定の運転上の制限を満足しない状態にあったと判断しています。

本件による環境への放射能の影響はありません。

※1：原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突やその他のテロリズム等により、原子炉を冷却する機能が喪失し、炉心が著しく損傷した場合に備えて、格納容器の破損を防止するための機能を有する施設。

※2：一般的には、計器や制御装置等をいう。

以 上